

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

リース期間終了時にリース資産を買い上げた場合の処理

《内容》

当社は5年前に所有権移転外リース取引により機械を賃借しており、今期にこのリース契約が終了します。リース契約終了に伴い当該リース資産の再リースと買い上げを検討したところ代価を支払って買い上げることにしました。買い上げた場合、その取得価額とその後の償却方法について、法人税法上、どのように取り扱われることになるのか教えてください。

『答』

- ① 取得価額は、リース期間終了時のリース資産の帳簿価額に購入代価を加算した金額になります。
- ② 償却方法は、法人が当該資産と同じ資産の区分である他の減価償却資産（リース資産に該当するものを除きます。）について採用している償却の方法に応じ、
 - (イ) 定率法の場合には、当該資産と同じ資産の区分である他の減価償却資産に適用される耐用年数に応ずる償却率、改定償却率及び保証率により計算。
 - (ロ) 定額法の場合には、当該資産と同じ資産の区分である他の減価償却資産に適用される耐用年数から当該資産に係るリース期間を控除した年数に応ずる償却率により計算。

(解説)

- 1 法人が、「ファイナンス・リース取引」（法人税法第64条の2第3項に規定するリース取引といいます。）を行った場合には、そのリース取引の目的となる資産の賃貸人から賃借人への引渡しの時に売買があったものとして、当該賃貸人又は賃借人である内国法人の各事業年度の所得の金額を計算することとされています（法64の2①）。

このファイナンス・リース取引のうち所有権移転外リース取引により賃借人が取得したものとされるリース資産の減価償却については、リース期間定額法が適用されます。

リース期間定額法とは、リース資産の取得価額をリース期間の月数で除して計算した金額に当該事業年度における当該リース期間の月数を乗じて計算した金額を各事業年度の償却限度額として償却する方法です（法令48の2①六）。

2 一般に、所有権移転外リース取引に係るリース期間の終了時においては、リース資産の償却は完了し、リース債務も完済しているため、リース物件を貸手に返却することになりますが、ご質問のように、賃借人がリース期間終了の時にそのリース取引の目的物であった資産を買い上げた場合は、その資産の取得価額は、その購入の直前における当該資産の取得価額（一般的にはリース契約が終了しているため0円になっていると思います。）にその購入代価の額を加算した金額になります。

なお、償却方法は、法人が当該資産と同じ資産の区分である他の減価償却資産（リース資産に該当するものを除きます。）について採用している償却の方法に応じ、それぞれ次により計算します（法基通7-6の2-10）。

① その採用している償却の方法が定率法である場合

当該資産と同じ資産の区分である他の減価償却資産に適用される耐用年数に応ずる償却率、改定償却率及び保証率により計算します。具体的には、リース資産の取得価額に購入代価を加算した金額を取得価額として償却保証額（取得価額に保証率を乗じた金額）の計算を行い、リース期間終了時のリース資産の帳簿価額に購入代価を加算した金額を帳簿価額として調整前償却額（帳簿価額に償却率を乗じた金額）を計算することになります。そして、調整前償却額が償却保証額に満たない場合には、その購入時の帳簿価額、すなわち、リース期間終了時のリース資産の帳簿価額に購入代価を加算した金額を改定取得価額として改定償却率を乗じて償却限度額を計算することとなります。

② その採用している償却の方法が定額法である場合

その購入の直前における当該資産の帳簿価額にその購入代価の額を加算した金額を取得価額とみなし、当該資産と同じ資産の区分である他の減価償却資産に適用される耐用年数から当該資産に係るリース期間を控除した年数（その年数に1年未満の端数がある場合には、その端数を切り捨て、その年数が2年に満たない場合には、2年とします。）に応ずる償却率により計算します。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。